o東北大学病院規程

平成１５年１０月１日
規第１０２号
改正　平成１６年４月１日規第１９１号
平成１７年４月１日規第１０１号
平成１７年６月３０日規第１５６号
平成１７年９月２０日規第１６６号
平成１７年１２月１日規第１８３号
平成１７年１２月２７日規第１８６号
平成１８年３月７日規第６号
平成１８年９月２７日規第１２９号
平成１９年４月１日規第４１号
平成２０年５月２７日規第１１８号
平成２１年１２月１日規第１０７号
平成２２年１月２７日規第４号
平成２４年３月２６日規第２４号
平成２４年９月１８日規第９０号
平成２５年９月２４日規第９６号
平成３０年９月２６日規第１５７号
平成３１年３月２６日規第２６号
令和元年５月２８日規第１号
令和２年１１月２０日規第７２号
令和５年３月２８日規第４４号

東北大学病院規程

（趣旨）

第１条　この規程は、東北大学病院（以下「本院」という。）の組織及び運営について定めるものとする。

（目的）

第２条　本院は、医学部及び歯学部の附属病院として医学及び歯学の研究及び教育のため、患者の診療を行うことを目的とする。

（病院長）

第３条　本院に、病院長を置く。

２　病院長は、院務を掌理する。

３　病院長の選考は、別に定める病院長の資質及び能力に関する基準を満たす者のうちから、総長が行う。

４　病院長の任期は、３年とし、再任を妨げない。

５　前項の規定にかかわらず、任期の始期が４月１日でない病院長に係る任期は、当該始期から２

年を経過した日の属する年度の末日までの期間とする。

６　前三項に定めるもののほか、病院長の選考に関し必要な事項は、別に定める。

（総括副病院長及び副病院長）

第４条　本院に、総括副病院長及び副病院長５人を置く。ただし、病院長が必要があると認めるときは、副病院長を６人とすることができる。

２　総括副病院長は、副病院長の職務を総括調整し、病院長を補佐する。

３　副病院長は、病院長が特定する事項について、病院長を補佐する。

４　総括副病院長及び副病院長は、本院の専任又は兼務の教授（第１項ただし書の規定により置かれる副病院長にあっては、本院の専任又は兼務の職員）をもって充てる。

５　総括副病院長及び副病院長の任期は、病院長の任期の範囲内とし、再任を妨げない。

（診療科）

第５条　本院に、次の診療部門及び診療科を置く。

医科診療部門　内科、外科、産婦人科・泌尿生殖器科、脳・神経・精神科、小児科、感覚器・理学診療科、放射線科

歯科診療部門　口腔育成系診療科、口腔維持系診療科、口腔修復系診療科、口腔回復系診療科

２　前項の診療科に、診療科長を置く。

３　診療科長は、本院の専任又は兼務の教授をもって充てる。

４　診療科長は、当該診療科の業務を掌理する。

（中央診療施設）

第６条　本院に、中央診療施設として次の部及び室を置く。

検査部、手術部、放射線部、材料部、生理検査センター、技工室、歯科衛生室

２　前項の部に部長及び副部長を、室に室長及び副室長を置き、部長及び室長は本院の専任又は兼務の教授、准教授又は講師をもって、副部長及び副室長は本院の専任又は兼務の教授、准教授、講師、助教又は助手をもって充てる。

３　部長及び室長はそれぞれ当該部及び室の業務を掌理し、副部長及び副室長はそれぞれ部長及び室長を補佐する。

（特殊診療施設）

第７条　本院に、特殊診療施設として、次の部を置く。

集中治療部、病理部、輸血・細胞治療部、高度救命救急センター、周産母子センター、リハビリテーション部、総合地域医療教育支援部、血液浄化療法部、緩和医療部、臓器移植医療部、メディカルITセンター、総合歯科診療部、歯科医療管理部、顎口腔機能治療部、障がい者歯科治療部、顎顔面口腔再建治療部、周術期口腔健康管理部

２　前項の部に部長及び副部長を置き、部長は本院の専任又は兼務の教授、准教授又は講師をもって、副部長は本院の専任又は兼務の教授、准教授、講師、助教又は助手をもって充てる。

３　部長は当該部の業務を掌理し、副部長は部長を補佐する。

（がんセンター）

第８条　本院にがんセンターを置き、がん医療の均てん化等に関する業務を処理する。

２　がんセンターに、がんセンター長及び副がんセンター長を置く。
３　がんセンター長は本院の専任又は兼務の教授をもって、副がんセンター長は本院の専任又は兼務の教授、准教授、講師、助教又は助手をもって充てる。
４　がんセンター長はがんセンターの業務を掌理し、副がんセンター長はがんセンター長を補佐する。

（臨床研究推進センター）

第９条　本院に臨床研究推進センターを置き、臨床研究推進等に関する業務を処理する。
２　臨床研究推進センターに、その業務を分掌させるため、部門を置く。
３　臨床研究推進センターに臨床研究推進センター長及び副臨床研究推進センター長を、部門に部門長を置く。
４　臨床研究推進センター長は本院の専任若しくは兼務の教授又は特任教授をもって、副臨床研究推進センター長及び部門長は本院の専任若しくは兼務の教授、准教授、講師、助教若しくは助手又は特任教授若しくは特任准教授をもって充てる。
５　臨床研究推進センター長は臨床研究推進センターの業務を掌理し、副臨床研究推進センター長は臨床研究推進センター長を補佐し、部門長はそれぞれ部門の業務を処理する。

（薬剤部）

第１０条　本院に薬剤部を置き、調剤、製剤及び医薬品の試験研究等に関する業務を処理する。
２　薬剤部に、その業務を分掌させるため、部門及び室を置く。
３　薬剤部に薬剤部長及び副薬剤部長を、部門及び室にそれぞれ主査及び室長を置く。
４　薬剤部長は薬剤部の教授をもって、副薬剤部長は薬剤部の准教授、講師若しくは技術職員又は薬学研究科の専任の准教授若しくは講師をもって、主査及び室長は技術職員をもって充てる。
５　薬剤部長は薬剤部の業務を掌理し、副薬剤部長は薬剤部長を補佐し、主査及び室長はそれぞれ部門及び室の業務を処理する。

（看護部）

第１１条　本院に看護部を置き、看護に関する業務を処理する。
２　看護部に看護部長、副看護部長、看護師長及び副看護師長を置き、技術職員をもって充てる。
３　看護部長は看護部の業務を掌理し、副看護部長は看護部長を補佐し、看護師長は担当の看護の業務を処理し、副看護師長は看護師長を補佐する。

（診療技術部）

第１２条　本院に診療技術部を置き、医療技術に関する専門業務を処理する。
２　診療技術部に診療技術部長、副診療技術部長、診療放射線技師長、管理栄養士長、臨床検査技師長、臨床工学技士長、理学療法士長、作業療法士長、視能訓練士長、言語聴覚士長、公認心理師長、歯科衛生士長、歯科技工士長、ソーシャルワーカー長、副診療放射線技師長、副管理栄養士長、副臨床検査技師長、副臨床工学技士長、副理学療法士長、副作業療法士長、副視能訓練士長、副言語聴覚士長、副公認心理師長、副歯科衛生士長、副歯科技工士長、副ソーシャルワーカー長、主任診療放射線技師、主任管理栄養士、主任臨床検査技師、主任臨床工学技士、主任理学療法士、主任作業療法士、主任視能訓練士、主任言語聴覚士、主任公認心理師、主任歯科衛生士、

主任歯科技工士及び主任ソーシャルワーカーを置き、技術職員をもって充てる。

３　診療技術部長は診療技術部の業務を掌理し、副診療技術部長は診療技術部長を補佐し、診療放射線技師長、管理栄養士長、臨床検査技師長、臨床工学技士長、理学療法士長、作業療法士長、視能訓練士長、言語聴覚士長、公認心理師長、歯科衛生士長、歯科技工士長及びソーシャルワーカー長（以下「技師長等」という。）は技術に関する業務を整理し、副診療放射線技師長、副管理栄養士長、副臨床検査技師長、副臨床工学技士長、副理学療法士長、副作業療法士長、副視能訓練士長、副言語聴覚士長、副公認心理師長、副歯科衛生士長、副歯科技工士長及び副ソーシャルワーカー長は技師長等を補佐し、主任診療放射線技師、主任管理栄養士、主任臨床検査技師、主任臨床工学技士、主任理学療法士、主任作業療法士、主任視能訓練士、主任言語聴覚士、主任公認心理師、主任歯科衛生士、主任歯科技工士及び主任ソーシャルワーカーは上司の命を受け、担当の技術に関する業務を処理する。

（医療安全推進室）

第１３条　本院に医療安全推進室を置き、医療事故の防止及び医療の安全性の向上に関する業務を処理する。

２　医療安全推進室に医療安全推進室長及び副医療安全推進室長を置き、本院の専任又は兼務の職員をもって充てる。

３　医療安全推進室長は医療安全推進室の業務を掌理し、副医療安全推進室長は医療安全推進室長を補佐する。

４　医療安全推進室に、医療法施行規則（昭和２３年１１月５日厚生省令第５０号）第１５条の４第４号の規定に基づき本院の医療安全管理の適正な実施に疑義が生じた場合等の情報提供を受け付けるため、内部通報窓口を置く。

（感染管理室）

第１４条　本院に感染管理室を置き、院内感染防止対策に関する業務を処理する。

２　感染管理室に感染管理室長及び副感染管理室長を置き、本院の専任又は兼務の職員をもって充てる。

３　感染管理室長は感染管理室の業務を掌理し、副感染管理室長は感染管理室長を補佐する。

（病院運営会議）

第１５条　本院に、病院長の諮問に応じてその業務、運営、組織、将来計画等に関する事項を企画立案するため、病院運営会議を置く。

（病院運営評議会）

第１６条　本院に、その業務、運営、組織、将来計画等に関する事項を審議するため、病院運営評議会を置く。

（病院運営諮問会議）

第１７条　本院に、病院運営諮問会議を置く。

２　病院運営諮問会議は、病院長の諮問に応じてその運営、将来計画等に関する重要事項を審議し、及び病院長に対して助言又は勧告を行う。

３　前項に定めるもののほか、病院運営諮問会議は、予算執行状況その他の本院の管理運営に関す

る重要事項について監督する。

（事務部）

第１８条　本院に置かれる事務部の組織については、国立大学法人東北大学事務組織規程（平成１６年規第１５１号）の定めるところによる。

（雑則）

第１９条　この規程に定めるもののほか、本院の組織及び運営に関し必要な事項は、病院長が定める。

附　則

１　この規程は、平成１５年１０月１日から施行する。

２　東北大学病院（仮称）設置準備委員会規程（平成１５年規第１号）は、廃止する。

附　則（平成１６年４月１日規第１９１号改正）

この規程は、平成１６年４月１日から施行する。

附　則（平成１７年４月１日規第１０１号改正）

この規程は、平成１７年４月１日から施行する。

附　則（平成１７年６月３０日規第１５６号改正）

この規程は、平成１７年７月１日から施行する。

附　則（平成１７年９月２０日規第１６６号改正）

この規程は、平成１７年１０月１日から施行する。

附　則（平成１７年１２月１日規第１８３号改正）

この規程は、平成１７年１２月１日から施行する。

附　則（平成１７年１２月２７日規第１８６号改正）抄

１　この規程は、平成１８年１月１日から施行する。

２　この規程施行の際現に第１条の規定による廃止前の次の表の中欄に掲げる規程（以下「廃止前の規程」という。）の規定により同表の左欄に掲げる職の任にある者又は職に併任されるものとして選考された者は、この規程施行の日においてそれぞれ第２条から第１８条まで、第２０条、第２１条、第２３条、第２４条、第２６条から第３６条まで及び第６７条の規定による改正後の同表の右欄に掲げる規程（以下「改正後の規程」という。）の規定により同表の左欄に掲げる者になり、又は選考されたものとみなし、その任期（廃止前の規程の規定により併任されるものとして選考された者の任期を除く。）は、改正後の規程の規定にかかわらず、廃止前の規程に定める任期の末日までの期間とする。

職	廃止前の規程	改正後の規程
東北大学病院長	東北大学病院長選考及び任期規程	東北大学病院規程

附　則（平成１８年３月７日規第６号改正）

この規程は、平成１８年４月１日から施行する。

附　則（平成１８年９月２７日規第１２９号改正）

この規程は、平成１８年１０月１日から施行する。

附　則（平成１９年４月１日規第４１号改正）

１　この規程は、平成１９年４月１日から施行し、改正後の第１４条の規定、附則第３項及び第４項を削る改正規定並びに第４項から第６項まで、第７項（同項の規定による東北大学研修登録医取扱規程第２条の改正規定中「又は歯科医師」を削り、「者」の下に「又は歯科医師の免許を取得後１年以上経過した者」を加える部分を除く。）、第８項及び第９項の規定は、医学部附属病院に係る部分にあっては平成１９年２月１６日から、歯学部附属病院に係る部分にあっては平成１９年２月１９日から、それぞれ適用する。

２　平成１９年２月１６日又は同年２月１９日（以下「適用日」という。）前に第５項から第８項までの規定による改正前の東北大学受託実習生取扱規程、東北大学病院研修生取扱規程、東北大学研修登録医取扱規程及び東北大学薬剤師実務受託研修生取扱規程の規定により医学部附属病院又は歯学部附属病院の受託実習生、病院研修生、研修登録医及び受託研修生（以下「受託実習生等」という。）である者は、適用日においてそれぞれ改正後の東北大学受託実習生取扱規程、東北大学病院研修生取扱規程、東北大学研修登録医取扱規程及び東北大学薬剤師実務受託研修生取扱規程の規定により病院の受託実習生等として受入れを許可されたものとみなす。

３　適用日前に第９項の規定による改正前の国立大学法人東北大学研究員等取扱規程の規定により研究員等として医学部附属病院又は歯学部附属病院の施設及び設備を利用している者は、適用日において改正後の国立大学法人東北大学研究員等取扱規程の規定により病院の施設及び設備の利用を許可されたものとみなす。

４　次に掲げる規程は、廃止する。

一　東北大学医学部附属病院規程（昭和４３年規第６１号）

二　東北大学医学部附属病院薬剤部業務分掌規程（平成１４年規第１３７号）

三　東北大学歯学部附属病院規程（昭和４２年規第２６号）

５　東北大学受託実習生取扱規程（昭和５２年規第４１号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

６　東北大学病院研修生取扱規程（昭和５３年規第１２号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

７　東北大学研修登録医取扱規程（平成元年規第５９号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

８　東北大学薬剤師実務受託研修生取扱規程（平成１０年規第１１５号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

９　国立大学法人東北大学研究員等取扱規程（昭和５０年規第１４号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附　則（平成２０年５月２７日規第１１８号改正）

この規程は、平成２０年６月１日から施行する。

附　則（平成２１年１２月１日規第１０７号改正）

この規程は、平成２２年４月１日から施行する。

附　則（平成２２年１月２７日規第４号改正）

この規程は、平成２２年１月２７日から施行し、第１４条を削る改正規定は、平成２２年１月４日から適用する。

附　則（平成２４年３月２６日規第２４号改正）

この規程は、平成２４年４月１日から施行する。

附　則（平成２４年９月１８日規第９０号改正）

この規程は、平成２４年１０月１日から施行する。

附　則（平成２５年９月２４日規第９６号改正）

この規程は、平成２５年１０月１日から施行する。

附　則（平成３０年９月２６日規第１５７号改正）

１　この規程は、平成３０年９月２６日から施行する。

２　この規程の施行後最初に任命される病院長の任期は、改正後の第３条第４項の規定にかかわらず、平成３３年３月３１日までとする。

附　則（平成３１年３月２６日規第２６号改正）

この規程は、平成３１年３月２６日から施行する。

附　則（令和元年５月２８日規第１号改正）

この規程は、令和元年６月１日から施行する。

附　則（令和２年１１月２０日規第７２号改正）

この規程は、令和３年４月１日から施行する。

附　則（令和５年３月２８日規第４４号改正）

この規程は、令和５年４月１日から施行する。